

○届出書作成に当たっての留意事項

①届出書は全く同じものを2部（1部は正本、1部は副本となります。）提出してください。副本は返却します。

② 届出先（農林水産大臣 ○○○○宛）

③ 届出書を郵送する封筒

届出書の副本については接受後に返却します。

届出書の副本を郵送で受け取りたい方は、封筒に宛先を記載し、切手を貼り、届出書とともに送付してください。

（定形郵便物の場合の郵便料金）

定形郵便物 50g までの場合 110 円

※令和2年12月21日付け、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の改正に伴い、届出書への押印（代表者印、捺印及び割印）は廃止となりました。

なお、押印のある届出書についても従来通り受理することは可能です。

※e 肥料（肥料情報システム）を使用して、電子申請も可能です。

事前にアカウント登録が必要になりますので、詳細は以下の URL をご参照ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/160801.html

郵送先及び問合せ先

〒460-8516

名古屋市中区三の丸2-6-2 名古屋第4地方合同庁舎

農林水産省 東海農政局 消費・安全部農産安全管理課

TEL:052-746-1315(ダイヤルイン)

メールアドレス: hiryou_madoguchi_tokai@maff.go.jp